

## 公立大学法人埼玉県立大学住居手当に関する規程

平成22年4月1日  
規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）第13条の規定による住居手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 規則第13条第1項第1号の公立大学法人埼玉県立大学住居手当に関する規程（以下「住居手当規程」という。）に定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 法人が設置する職員住宅を貸与され、当該職員住宅に居住している職員。
- 二 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人等で理事長が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員
- 三 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び規則第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住居から除く住宅)

第3条 規則第13条第1項第2号の別に定める住宅は、前条第1号に規定する職員住宅、同条第2号に規定する職員宿舍及び同条第3号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 規則第13条第1項第2号の住居手当規程に定める職員は、単身赴任手当に関する規程（平成22年規程第44号）第6条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（規則第15条第3項に規定する新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であった住宅（前条に規定する職員住宅、職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして理事長が定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに規則第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第6条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規則第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の

月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに規則第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が規則第13条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。